二　公債費負担適正化計画（実質公債費比率による許可団体が実質公債費負担の適正な管理のための取組を計画的に行うために自主的に策定する計画をいう。）を実施する市町村のうち、策定年度から五年度以内に実質公債費比率を十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

前条第一項第一号の表第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十　病院内保育所の運営に要する経費があること。

二十一　耐震改修事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十二　アスベスト改修事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十三　集落対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二　公債費負担適正化計画（実質公債費比率による許可団体が実質公債費負担の適正な管理のための取組を計画的に行うために自主的に策定する計画をいう。）を実施する市町村のうち、策定年度から五年度以内に実質公債費比率を十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

前条第一項第一号の表第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十　病院内保育所の運営に要する経費があること。

二十一　耐震改修事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十二　アスベスト改修事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十三　集落対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。